平成２７年（フ）第４１８７号
東京都千代田区丸の内１丁目１番１号　パレスビル３階
破産者　グラス・ワンホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８３号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地14―206
破産者　金子　恒夫
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６３号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目23番地の１
破産者　ミズホ繊維株式会社
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５３９号
静岡県島田市稲荷１丁目１番28号
破産者　有限会社明立興産
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２号
山口県宇部市若松町８番３号
破産者　有限会社太陽技建
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１１１号
長崎県大村市玖島１丁目51番地１
破産者　九州凸版株式会社
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８号
千葉県南房総市富浦町南無谷2118番地３
破産者　池田　靖子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第２６２６号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目21番７号
破産者　東京冶金工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２７号
（最後の住所）神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目21番７号
破産者　被相続人亡政本達夫相続財産
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５２号
横浜市神奈川区台町16番地１
破産者　アンエージェンシー株式会社
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７号
岡山県玉野市和田６丁目６番６号
破産者　竹内　俊子
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２９年（ラ）第５３号（原審富山地方裁判所平成２９年（フ）第３９号）
富山市中大久保501番１の２
債務者（破産者）　共生事業協同組合
代表者代表理事　星河　利郎
1　主文　原決定を取り消す。相手方の本件破産手続開始の申立てを棄却する。
2　決定確定日　平成29年６月23日
名古屋高等裁判所金沢支部第１部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９９３号
さいたま市岩槻区大字真福寺1081番地
破産者　有限会社東和鋼業
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
静岡市清水区庵原町1819番地の１
破産者　有限会社共栄ウエス
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７２０号
静岡市清水区山原888番地の５
破産者　有限会社勝建工業
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４４号
岡山市北区粟井1967番地１
破産者　渡辺　正男
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９０号
岡山市北区御津矢原372―１、住民票上の住所岡山市北区御津矢原335番地７
破産者　内藤　一夫
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
大分県中津市三光諫山1286番地２
破産者　有限会社禅海運送
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３０７号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷20番地２メゾンカメリアＣ棟102号、商業登記簿上の本店所在地愛知県常滑市飛香台１丁目４番地の５
破産者　株式会社Ｗｅｓｔ　Ｖｉｌｌａｇｅ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０４号
愛知県清須市清洲１丁目14―９―203
破産者　株式会社美彩り企画
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部